



日田市監査委員告示第 18 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象：日隈小学校、光岡小学校、小野小学校、石井小学校、
前津江小学校、大山小学校、東部中学校、東有田中学校、
前津江中学校、大山中学校

令和5年12月11日

日田市監査委員 小ケ内 聡行
同 梅原 竜也

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

- 1 監査の対象 日隈小学校、光岡小学校、小野小学校、石井小学校、前津江小学校、大山小学校、東部中学校、東有田中学校、前津江中学校、大山中学校
- 2 監査の期間 令和5年11月7日から令和5年12月4日まで
- 3 監査の場所 監査対象の各小・中学校

4 監査の着眼点

令和5年度監査等業務実施要綱第3条の規定により、日田市立小中学校30校から選定した小学校6校、中学校4校の財務に関する事務の執行状況及び学校施設の管理状況が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査委員監査基準に準拠し、令和4年度に執行された財務事務を主に、帳票等の照合及び証拠書類を調査し、関係職員からの説明聴取や実地監査を行った。物品の管理については、備品一覧表と現物との照合確認を行い、防災設備については、日田玖珠広域消防組合消防長へ依頼した調査結果を基に実地調査を行ったものである。

6 監査の結果

監査の結果については、概ね良好に処理されているが、一部事務処理及び管理状況について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果について、教育委員会は令和5年12月25日(月)までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。

また、教育委員会及び各学校に対し、講評の際に口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

〔指摘事項〕

(光岡小学校)

①備品の管理について

令和4年度に購入された「牛乳保冷庫」(1台)について、備品登録及び備品内容の表示が付されていなかった。

(小野小学校)

①刃物の管理について

農業用倉庫で保管されている「草刈鎌」について、総数把握がなされていなかった。

(前津江小学校)

①薬品の管理について

保健室で管理されている薬品について、施錠のできない保管庫にて保管されていた。